

(参考) 医療法人社団〇〇病院 身体的拘束適正化のための指針 (案)

1、目的

関係法令に定められている「サービスの提供に当たっては、当該入院患者または他の入院患者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為を行ってはならない」こと受け、入院患者の人権を尊重するとともに、本院における医療・看護サービスの充実に図り、「身体的拘束適正化の推進」を目的とする。

2、病院内で発生した身体的拘束の報告方法等および身体的拘束発生時の対策および対策について

本院の「行動制限運用手順」および「安全確保のための身体抑制適用基準」によって適切な対応および対策を行う。

身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為にあたるものとして、厚生労働省が「身体的拘束ゼロへの手引き」の中であげている行為を示す。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ⑫その他上記①～⑪に準ずる行為および言葉による拘束

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、可能な限り事前に本人（本人が判断できる状態にないと考えられる場合は家族等）の了解を得ておく。もし事前の了解が得られない場合には、可能な限り速やかに了解を得るようにする。ただし、本人またはその家族等の了解が得られたからといって、安易に身体的拘束等を行うことが認められるわけではない。身体的拘束等は可能な限り実施しないための努力をし、それでも他の代替手段がないと考えられる場合のみに限定する。

3、手順

緊急やむをえない状況が発生し、「身体的拘束」を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3要素を満たし以下の手順により実施する。

- ①他の代替策を検討する。
- ②実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行う。
事前もしくは事後速やかに医師の判断を仰ぐ。

- ③事前もしくは事後速やかに家族等に連絡をする。
- ④事前もしくは事後速やかに、院長・看護ならびに介護職員・介護支援専門員等の参加する緊急カンファレンスを開催し、「身体的拘束」の理由、治療および対応方針を確認し、施設介護サービス計画を作成する。
- ⑤緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。また検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を検討する。

4、身体拘束適正化対策委員会

身体拘束適正化対策委員会を設置し、以下のことを検討する。

- ①高齢者虐待、身体的拘束等に関する規定（マニュアル）等を見直しする。
- ②発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているのかの確認をする。
- ③虐待または身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討および対策を講じる。
- ④職員向け教育研修の企画・立案・実施
- ⑤日常的ケアを見直し、入院患者に対して尊重されたケアが行われているか検討する。
- ⑥その他必要と認められる事項。

5、職員研修について

- ①身体的拘束適正化のための研修会を年2回以上開催する。
- ②新規採用時には、オリエンテーションで必ず研修を実施する。

6、担当者について

専任の身体的拘束適正化対応策を担当者として、看護部長を任命する。

7、入院患者等に対する当該指針の閲覧について

各階の掲示板に掲示し周知徹底する。

8、その他身体的拘束適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等を実施しない施設サービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、身体的拘束等を無くしていくよう取り組む必要がある。

- ①事故発生時の法的責任問題の回避や人員が足りないことを理由に、安易に身体的拘束等をしていないこと。
- ②高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大ケガになるという先入観だけで、安易に身体的拘束等をしていないこと。
- ③認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等をしていないこと。
- ④医療・介護サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断していること。

平成 30 年 4 月 2 日作成

平成 30 年〇月〇日一部見直し